

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新について

現在お持ちの保険証（薄青色）の有効期限は、7月31日までです。新しい保険証（クリーム色）は、7月中に簡易書留で郵送しますので、8月1日からは新しい保険証（クリーム色）をお使いください。（新しい保険証（クリーム色）に記載してある自己負担割合は、令和5年度の住民税課税標準額をもとに判定しています。）

なお、現在お持ちの保険証（薄青色）は、誤使用を防ぐため、8月1日以降に裁断するなどご自身で確実に破棄してください。

自己負担割合	要 件
3 割	同一世帯の後期高齢者医療加入者のうち、住民税課税標準額が145万円以上の方がいる世帯の加入者
2 割	同一世帯の後期高齢者医療加入者のうち、住民税課税標準額が28万円以上の方がいて、「年金収入＋その他合計所得」が200万円以上（世帯に2人以上の被保険者がいる場合は合計額が320万円以上）の方（自己負担割合が3割の方を除く。）
1 割	上記条件に該当しない世帯の加入者

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」および「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新について

現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」（薄青色）・「限度額適用認定証」（桃色）をお持ちの方は、7月31日で有効期限が切れますので、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（クリーム色）または、「限度額適用認定証」（桃色）を7月中に保険証に同封して簡易書留で郵送します。8月1日からご使用ください。

問合せ 健康ほけん課 ☎ 72-1295

福祉だより

介護保険負担限度額認定証更新のご案内 & 介護保険負担割合証を郵送します



現在発行している介護保険の限度額認定証（桃色）及び負担割合証（黄色）の有効期限は、7月31日までです。それぞれの更新や送付の時期等についてお知らせします。

介護保険負担限度額認定証の更新手続きについて

8月1日以降有効な限度額認定証の交付を受けるには、申請手続きが必要です。

7月31日期限の認定証をお持ちの方で、8月以降も対象となられる方には、7月中に「負担限度額認定の有効期間終了のお知らせ」及び「介護保険負担限度額認定申請書」を郵送します。8月末までに手続きをされると、8月1日から有効な認定証の交付を受けることができます。

申請には預貯金等の確認が必要となるため、定期預金も含めた全ての通帳の提示が必要です。（配偶者がいる場合は配偶者の分も必要です。）

詳しくは、郵送されたお知らせをご確認ください。



介護保険負担割合証の郵送について

介護保険のサービスを利用している方（介護認定を受けている人及び事業対象者）には、7月後半に8月1日から有効な負担割合証を特定記録郵便※にて郵送します。負担割合証は更新の手続きは不要です。受け取られましたら、8月以降の負担割合をご確認ください。

※特定記録郵便…配達状況の記録が残る郵便で、郵便受箱に投函されます。

受け取りのサイン・捺印は不要です。

問合せ 福祉課 ☎ 72-1229 地域包括支援センター ☎ 72-1677

